

入学準備金の入学前支給のご案内

墨田区では、平成31年4月に中学校に入学されるお子さまがいらっしゃるご家庭で、経済的に
お困りの保護者の方を対象に就学援助の入学準備金（新入学生徒学用品費）をご入学前の2月
に支給します。ご希望の方は、下記のとおりお申込みをしてください。

対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- 平成31年2月1日現在で墨田区に居住している方
- 「平成30年度就学援助制度」の認定基準で、「準要保護」に該当する方
- 生活保護を受けていない方（生活保護を受けている方は福祉事務所から支給されます）

支給額等

- 支給額 54,070円
- 支給期 平成31年2月下旬
- 支給方法 保護者さまの口座へ振込みます。

申込方法

裏面のとおり

すでに「平成30年度就学援助」を申請し、「準要保護」と認定されている方は、
今回の申込みはしなくても支給されます。

認定結果の通知

審査のうえ「認定」または「否認定」を決定し、平成31年2月中旬に申請者宅に郵送により通知
します。

すでに「平成30年度就学援助」を申請し、「準要保護」と認定されている方には認定結果を通
知しているため、改めて通知はしません。

注意事項

- 「平成31年度就学援助」をご希望の場合は、別途、申請手続きが必要となります。入学後に
申請書を配布しますので、4月中に提出してください。
- 今回、提出漏れや、審査結果で「否認定」となった方でも、「平成31年度就学援助」で「準要
保護」と認定（4月1日認定者のみ）された場合は、平成30年7月中旬に支給します。
- 入学準備金の支給は、新入学時の1回限りとなります。
- 平成31年2月2日以降に転出をされた場合、本区で支給を行った旨を転出先の自治体へ通
知いたします。また、転入された方で、転入前の自治体で支給されている場合は支給対象と
なりません。

問合せ先

墨田区教育委員会事務局 学務課事務担当（墨田区役所11階）
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話：03（5608）6303 / FAX：03（5608）6411
午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

入学準備金の申込方法

以下のとおり、申請書に必要事項を記入・押印し、必要書類を添えて郵送でご提出ください
(直接、提出場所への持込みも可)

- 1 提出書類 「平成30年度就学援助費受給申請書(兼認定台帳)」**
申請書は世帯で1枚提出してください。
「平成30年度就学援助のお知らせ」の記入例を参照のうえ記入してください。
申請書は平成30年4月に配布していますが、お手元に無い場合は、表面の問合せ先までご連絡ください。
- 2 提出場所 学務課事務担当(墨田区役所11階)**
- 3 提出期限 平成31年1月18日(金) (消印有効)**
- 4 必要書類の添付 申請理由により下表の書類を添付してください。**

申請理由 (世帯状況)	添付書類 (コピー可)	
1 <u>生活保護の停止または廃止を受けた</u>	生活保護停止(廃止)証明書 (福祉事務所発行)	
2 <u>国民年金の保険料を減免されている</u>	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書	
3 <u>児童扶養手当の支給を受けている</u>	児童扶養手当証書(最新のもの) 児童手当・児童育成手当・特別児童扶養手当とは異なります。	
4 <u>住民税が非課税または減免されている</u> <u>経済的な事情で援助を必要としている(世帯の所得額が生活保護基準に準ずる程度の方)</u> 所得とは、生計を同一にしている者全員の所得(「給与所得控除後の額」または「年間収入金額から必要経費を引いた額」及びその他の収入)の合算額とする。	平成30年1月1日に墨田区に住民登録がある方	添付書類は不要です。ただし、平成30年度住民税が未申告の方は、申告が必要です。
	平成30年1月2日以降に墨田区に転入された方	下記 ~ のいずれか一つを提出ください。 (給与所得のみの方) <u>源泉徴収票(平成29年分)</u> (税務署に確定申告を提出した方) <u>確定申告書の控え(平成29年分)</u> 税務署の收受印があるもの (住民登録のあった自治体で発行) <u>住民税課税証明書(平成30年度)</u> 平成29年度のもの不可

審査に必要な書類が不足している場合は、必要に応じて書類の提出を求めます。また、区民税(住民税)の未申告の方で、申告手続き及び必要書類の提出がない場合は「否認定」となります。

「入学準備金」の審査で用いる基準は、「平成30年度就学援助」の基準となります。また、今回の入学準備金の支給を受けた方でも、「平成31年度就学援助」を申請できますが、審査結果が変わる場合があります。

平成30年度 就学援助「準要保護」の所得基準額例

世帯人員	世帯全員の年間総所得	世帯人員	世帯全員の年間総所得
2人	2,776,000円以下	5人	4,605,000円以下
3人	3,453,000円以下	6人	4,986,000円以下
4人	3,784,000円以下		

- (注意) 1 上記表は目安であり、世帯構成・年齢などにより異なります。
2 所得とは、給与所得の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の額」を、事業所得の場合は確定申告書の「所得金額合計(必要経費差引後の額)」をいいます。
3 上記表はあくまでも「平成30年度就学援助」支給にあたっての基準額になるため、「平成31年度就学援助」では基準額が異なる場合があります。